

横福指第 193 号

令和 4 年（2022 年） 3 月 30 日

指定障害福祉サービス事業所等管理者 様

横須賀市民生局福祉部指導監査課長

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者のみなし配置に係る経過措置（対象となる研修の受講期間）の終了について（通知）

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者のみなし配置に係る経過措置（対象となる研修の受講期間）については、令和 4 年 3 月 31 日をもって終了します。

令和 4 年 4 月 1 日以降の取扱いに関する留意事項については、別紙の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

【事務担当】

横須賀市民生局

福祉部指導監査課指導監査第 3 係 046(822)8411（直通）

こども育成部幼保児童施設課指導監査第 2 係 046(822)8223（直通）

※令和 4 年 4 月 1 日以降

民生局福祉こども部指導監査課法人・障害係 046(822)8411（直通）

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の 「みなし配置」の終了について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サビ児管」という。）研修の新研修体系における基礎研修修了者のみなし配置に関する経過措置は令和4年3月31日をもって終了します。

令和4年4月1日以降に基礎研修修了者となる方については、みなし配置の対象にはなりませんのでご注意ください。

- 令和4年3月31日までにサービス管理責任者等補足研修と基礎研修を修了した方

⇒みなし配置の対象

- 令和4年4月1日以降にサービス管理責任者等補足研修と基礎研修を修了する方

⇒みなし配置の対象外

！！重要！！

サビ児管のみなし配置が認められる期間は、基礎研修修了者となってから

3年間のみです。（みなし配置されてから3年間ではありません。）

基礎研修修了者となってから3年の間に、2年間の実務経験を積んで、実践研修を受講し修了してください。

基礎研修修了者となってから3年経過してもなお実践研修を修了していない場合、それ以降のみなし配置は認められません。

サビ児管になるための研修要件

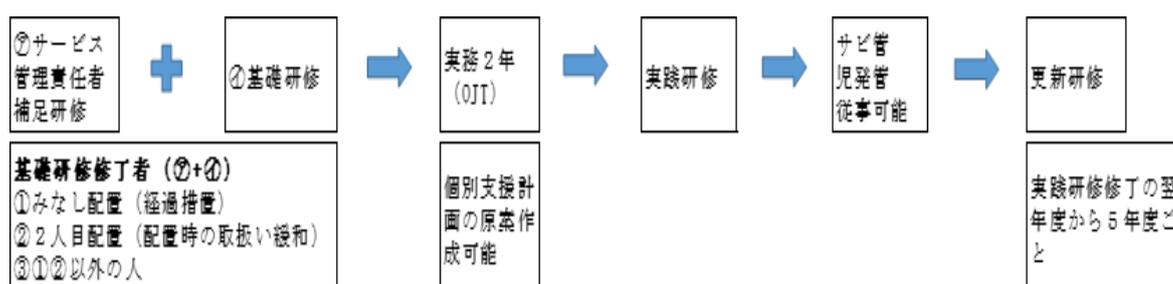
サビ児管になるためには、サービス管理責任者等補足研修と基礎研修を修了し、2年間の実務経験（OJT）（※）を積み、実践研修を修了しなければなりません。

また、実践研修を修了したサビ児管が研修要件を維持するためには、実践研修修了以降5年に1回更新研修を受講しなければなりません。

なお、サビ児管になるためには、研修要件のほかに実務経験の要件があることに留意してください。

※個別支援計画の原案作成等に係る業務のほか、相談支援業務及び直接支援業務も含む

1 サビ児管になるまでの研修の流れ



(1) 見直し前（平成30年度以前）の研修受講者の取扱い

見直し前の研修（サービス管理責任者等補足研修、サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修）の修了者については以下のとおり取り扱います。

①平成30年度までにサービス管理責任者等補足研修とサービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修を修了している場合

⇒令和6年3月31日までに更新研修を修了すればサビ児管としての研修要件を維持できる。

②平成30年度までにサービス管理責任者等補足研修のみを修了している場合

⇒基礎研修を修了すれば基礎研修修了者になる。

- ③平成30年度までにサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了している場合
⇒サービス管理責任者等補足研修を修了すれば基礎研修修了者になる。

(2) 基礎研修修了者になってから正式にサビ児管になるまで

基礎研修を修了した後、実践研修修了後に正式にサビ児管になることを前提として、次の①又は②のいずれかの形で実践研修の修了を目指すことになります。

①二人目以降のサビ児管の配置（二人目配置）

※2人目以降のサビ児管を配置する場合、市への届出が必要です。

既にサビ児管が1名配置されている事業所においては、基礎研修修了者を2人目以降のサビ児管として配置することができます。また、個別支援計画の原案を作成することができます。

②基礎研修修了者が携わることができる業務

※指定権者への届出は不要

基礎研修修了者は、個別支援計画の原案の作成に係る業務を行うことができます。

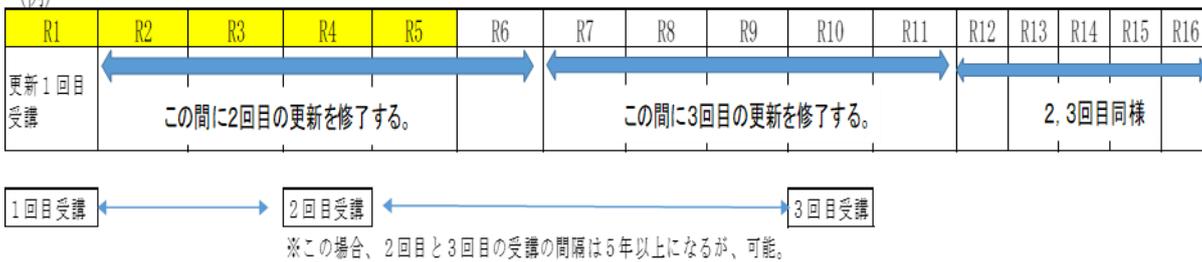
⇒基礎研修修了者となった翌日以後、実践研修受講までの5年間に2年の実務経験を積んで実践研修を修了することにより、正式にサビ児管の要件を満たすことになります。

2 サビ児管の研修要件を維持するためには

次の（１）又は（２）に該当する人は、サビ児管への就任要件を維持していくため更新研修を受講する必要があります。

（１）平成31年3月31日までにサービス管理責任者等補足研修及びサービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修を修了している人

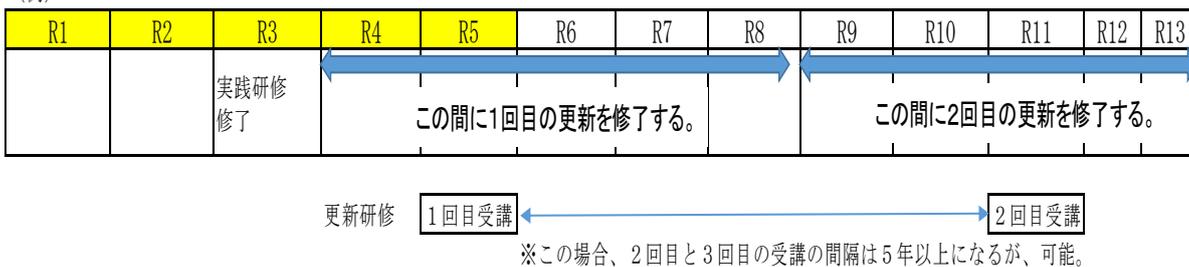
（例）



・・・令和5年度までの間に実施する更新研修においては、実務経験の受講要件は問わない。

（２）基礎研修修了者を経て令和3年度以降に実施される実践研修を修了する予定の人

（例）



Q & A

Q1	令和4年4月1日以降みなし配置はできないのか？
A1	令和4年3月31日までに基礎研修修了者となっている方については、実務要件を満たしていれば令和4年4月1日以降もみなし配置は可能です。
Q2	令和4年3月31日までに基礎研修修了者となったが、その時は実務要件が足りず、みなし配置ができなかった。先日サビ児管として必要な実務要件を満たしたが、今からみなし配置はできるのか？
A2	<p>みなし配置は可能です。ただし、基礎研修修了者となってから3年以内に実践研修を修了する必要があります。</p> <p>(例) 令和2年11月15日に補足研修修了、令和3年1月31日に基礎研修修了した者が、令和4年8月31日でサビ児管の実務要件を満たした場合</p> <p>⇒令和4年8月31日からみなし配置は可能です。</p> <p>ただし、後に修了した研修（この場合は基礎研修）から3年後にあたる令和6年1月31日までに実践研修を修了していない場合、同年2月1日からの配置はできません。</p>
Q3	令和4年3月31日までに基礎研修は修了したが、補足研修を受けていなかった。令和4年4月1日以降に補足研修を受けた場合は、みなし配置はできるか？
A3	令和4年3月31日までに補足研修及び基礎研修を修了していない場合は、みなし配置の対象となりません。